

資料7

帯広市災害対策本部条例

昭和38年4月1日
条例第2号

改正の沿革 平成8年条例第21号、平成25年条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、帯広災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

(組織)

第3条 本部に部、部に班を置くことができる。

- 2 部及び班に属すべき本部員は、本部長が定める。
- 3 部及び班にそれぞれ部長及び班長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。
- 4 部長及び班長は、担当の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。